

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（JBLSF）
国際競技会派遣選手選考規程

第1章 総則

（目的） 第1条

この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下「JBLSF」という。）が公式事業として実施する、IBSF 及び FIL が主催又は公認する国際競技会等への派遣選手並びにユース育成選手を、公正かつ透明な手続により選考、指定、評価及び管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（適用範囲） 第2条

この規程は、JBLSF が公式事業として実施するボブスレー、リュージュ及びスケルトンの国際競技会派遣選手の選考、並びにユース育成選手の指定、評価、継続、取消し及びユースオリンピック又はその出場資格獲得に必要な大会に係る派遣候補者の選考に適用する。

2 この規程は、選考された選手が JBLSF の代表派遣事業に参加するための基本的な資格、手続、義務及び取消事由を定めるものであり、各競技における具体的な測定項目、合格基準、得点表、選考会の方法その他の競技別基準又はユース育成選手指定・派遣基準は、年度ごとに別紙として定める。

3 この規程は、選手又はチームが JBLSF の公式事業によらず実施する私的海外活動、個人参加又は所属団体による活動には適用しない。これらについては、別に定める私的海外活動及び国際ライセンス申請規程その他関係規程による。

4 JBLSF の名称、ロゴ、エンブレム、ユニフォーム、日本代表、TEAM JAPAN その他の表示の使用については、別に定めるロゴ・代表表示規程その他関係規程による。

（基本方針） 第3条

JBLSF は、次の各号に掲げる方針に基づき、国際競技会派遣選手及びユース育成選手を選考又は指定する。

（1）日本を代表する選手として、競技力、将来性、品位及び国際競技会への適性を有する者を選考すること。

（2）直近のオリンピック、世界選手権その他の主要国際競技会において入賞又は上位成績が期待できる選手を重視すること。

（3）将来のオリンピック、世界選手権その他の主要国際競技会において活躍が期待される次世代選手を計画的に発掘、育成及び強化接続すること。

（4）各競技の強化計画、Performance Pathway、FTEM、個別育成計画その他の育成・強化方針との接続を図ること。

（5）ボブスレー、リュージュ及びスケルトンの3競技について、競技特性を踏まえつつ、共通する選考手続及び資格区分により統一的に運用すること。

(6) 選考、指定、評価及び取消しの透明性、公平性、客観性、記録性及び説明責任を確保すること。

(7) 選手の安全、コンプライアンス、アンチ・ドーピング、インテグリティ、未成年者保護及び日本代表としての適格性を重視すること。

(定義) 第4条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「国際競技会」とは、IBSF 又は FIL が主催又は公認する競技会、国際大会、国際シリーズ、公式練習、トレーニングキャンプその他 JBLSF が公式事業として派遣対象と認める事業をいう。

(2) 「公式事業」とは、JBLSF の事業計画、強化計画又は理事会の決定に基づき、JBLSF の責任において実施する代表派遣、強化、合宿、国際競技会派遣その他の事業をいう。JBLSF が私的海外活動を承認し、又は届出を受理したことのみに基づき、当該活動を公式事業とみなすものではない。

(3) 「派遣選手」とは、この規程に基づき、JBLSF の公式事業として国際競技会等に派遣する対象として選考された選手をいう。

(4) 「派遣選手 A」とは、国際競技会において上位成績、オリンピック出場資格の獲得、又は主要国際競技会での入賞等が期待される選手として、各年度の競技別選考基準に基づき選考される者をいう。

(5) 「派遣選手 B」とは、派遣選手 A に準ずる競技力又は将来性を有し、強化、育成、ジュニア、ユースその他の目的に応じて、各年度の競技別選考基準に基づき選考される者をいう。

(6) 「ユース育成選手」とは、年度別ユース育成選手指定・派遣基準に基づき、次世代を担う選手として、JBLSF が発掘育成、強化接続、ユースオリンピック又はその出場資格獲得に必要な大会への対応のために指定する選手をいう。

(7) 「ユースオリンピック」とは、国際オリンピック委員会が主催するユースオリンピック競技大会をいう。

(8) 「YOG 資格獲得大会」とは、ユースオリンピックの出場資格又は出場枠の獲得、確認又は維持のために必要と JBLSF が認める大会をいう。

(9) 「競技別選考基準」とは、ボブスレー、リュージュ及びスケルトンの各競技について、年度ごとに定める測定項目、合格基準、得点表、選考会の方法、対象年齢、カテゴリー、派遣優先順位、段階区分、評価基準その他の具体的基準をいう。

(10) 「年度別ユース育成選手指定・派遣基準」とは、対象年齢、対象期間、測定項目、合格基準値、得点表、評価方法、提出書類、YOG 資格獲得大会への派遣候補者選考その他ユース育成選手に関する事項を年度ごとに定める別紙をいう。

(11) 「候補選手」とは、競技別選考基準又は年度別ユース育成選手指定・派遣基準に基づく測定、選考会、推薦その他の手続により、派遣選手又はユース育成選手として選考又は指定される可能性のある者をいう。

(12) 「ハイパフォーマンス本部」とは、運営規程に基づき設置される、強化、選考、派遣、国際情報、

医科学、安全、アンチ・ドーピング、用具、育成及び国内大会の競技運営を横断的に所管する組織をいう。

(13)「HP 本部会」とは、ハイパフォーマンス本部に置かれる会議体であって、強化、選考、派遣、国際情報、医科学、安全、用具及び育成に関する事項を横断的に審議し、必要事項を理事会へ上申する会議体をいう。

(14)「HPD」とは、ハイパフォーマンスディレクターをいう。

(15)「HPAD」とは、ハイパフォーマンスアシスタントディレクターをいう。

(16)「競技別強化責任者」とは、HPD 又は HPAD が指定する、各競技の強化、選考資料作成、競技評価又は現場運用を担当する者をいう。

(17)「国際情報担当」とは、International Relations Officer、事務局国際担当その他 JBLSF が指定する国際情報、IF 規程、ライセンス、クォータ、エントリー及び公式照会を担当する者をいう。

第2章 選考権限及び選考区分

(選考権限) 第5条

派遣選手の選考及びユース育成選手の指定等に関する最終的な権限は、JBLSF 理事会にある。

2 理事会は、ボブスレー、リュージュ及びビスケルトンの派遣選手選考並びにユース育成選手の指定、評価、継続、取消し及び YOG 資格獲得大会等への派遣候補者選考に関し、候補選手の評価、選考案の作成、派遣候補者の推薦及び年度別基準の審議に関する事項を、HP 本部会に委ねる。

3 HP 本部会は、この規程並びに年度ごとに定める競技別選考基準及び年度別ユース育成選手指定・派遣基準に基づき、HPD、HPAD、競技別強化責任者、発掘育成担当、国際情報担当、医科学・安全担当、マテリアル担当その他必要な者の資料及び意見を踏まえ、候補選手を審査する。

4 HPD は、HP 本部会の審議結果を踏まえ、派遣選手候補者、ユース育成選手指定案、YOG 資格獲得大会等への派遣候補者案、継続又は取消しに関する事項を理事会に上申する。HPD に利益相反その他上申を行うことが適当でない事情がある場合は、会長又は理事会が指定する者が上申を行う。

5 理事会は、前項の上申を受け、派遣選手として選考する者、ユース育成選手として指定する者、継続又は取消し、その他必要事項を審議し、決定する。

6 HP 本部会の構成、選考過程その他選考に関する重要事項については、理事会の承認を得るものとする。

7 HPD、HPAD、HP 本部会構成員その他選考又は指定に関与する者が、候補選手との間に利害関係を有する場合、当該関係者は、当該候補選手に関する審査、推薦又は決定に加わることはできない。

(派遣選手の区分) 第6条

派遣選手の区分は、次のとおりとする。

(1) 派遣選手 A

(2) 派遣選手 B

2 派遣選手 B は、強化、育成、ジュニア、ユースその他の目的に応じ、競技別選考基準において細分す

ることができる。

3 前項の細分は、各年度の競技別選考基準において定めるものとし、年度ごとの競技状況、国際競技会の開催状況、派遣枠、強化方針及び育成方針に応じて変更することができる。

4 派遣選手Bに選考されたことは、当然に派遣選手Aへの昇格又は特定の国際競技会への派遣を保証するものではない。

（共通の選考資格） 第7条

派遣選手として選考される者は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 当該年度において JBLSF 又は JBLSF の加盟団体を通じた競技者登録を完了していること。
- (2) 日本国籍を有すること。ただし、IBSF、FIL、日本オリンピック委員会その他関係機関の規則又は取扱いに照らし、JBLSF が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 各年度の競技別選考基準に定める年齢、競技経験、測定項目、競技成績、滑走実績その他の条件を満たすこと。
- (4) IBSF、FIL、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会その他関係機関の規則に反していないこと。
- (5) アンチ・ドーピング規則を遵守していること。
- (6) JBLSF の定款、諸規程、行動規範、コンプライアンス倫理規程その他関係規程を遵守していること。
- (7) 日本代表又は JBLSF 派遣選手としての品位、協調性、責任感及び安全意識を有すると認められること。
- (8) JBLSF が指定する手続、説明会、面談、書類提出、測定、選考会、アスリートセミナーその他の義務を履行できること。

第3章 競技別選考基準及び共通選考条件

（競技別選考基準） 第8条

ボブスレー、リュージュ及びスケルトンの各競技における具体的な選考基準は、年度ごとに競技別選考基準として定める。

2 競技別選考基準には、必要に応じて次の事項を定める。

- (1) 選考対象となる国際競技会又は派遣事業
- (2) 派遣選手A及び派遣選手Bの基準
- (3) 派遣選手Bの細分区分
- (4) ユース派遣選手及びユース育成選手との関係、対象年齢、条件及び選考方法
- (5) 測定項目、測定方法、合格基準及び得点表
- (6) 競技成績、滑走本数、国際経験その他の評価項目

- (7) 選考会、記録会、合宿、面談その他の実施方法
 - (8) 派遣優先順位
 - (9) 選考対象期間及び記録の有効期間
 - (10) 怪我、病気その他やむを得ない事情がある場合の取扱い
 - (11) アスリートセミナーその他 JBLSF が指定する選考手続の取扱い
 - (12) Performance Pathway、FTEM、個別育成計画、レビュー及び段階移行の取扱い
 - (13) その他、各競技の特性に応じて必要な事項
- 3 競技別選考基準は、HPD、HPAD 及び競技別強化責任者が案を作成し、HP 本部会の審議を経て、理事会の承認を得て施行する。
- 4 競技別選考基準は、原則として毎年度見直し、当該年度の選考開始前に公表する。
- 5 競技別選考基準を変更する場合は、選考の公平性を損なわないよう、変更理由、適用時期及び対象者を明確にし、HP 本部会の審議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 6 オリンピックその他主要国際競技会に関する IF クオリフィケーション規程の確認、解釈、照会及び記録保存は、別に定める JBLSF オリンピック・クオリフィケーション統一運用ルールに従うものとする。

(3 競技共通の選考条件) 第 9 条

JBLSF は、ボブスレー、リュージュ及びスケルトンの 3 競技について、次の共通条件に基づき派遣選手を選考する。

- (1) 競技別選考基準に定める基準を満たしていること。
 - (2) 国際競技会に出場するために必要な IBSF 又は FIL の資格、年齢、ライセンス、ポイント、ランキング、クォータその他の条件を満たしていること、又は派遣時まで満たす見込みがあること。
 - (3) 競技別選考基準に基づき、競技力、技術、安全性、将来性又は育成上の必要性について、派遣選手として選考することが適当であると認められること。
- 2 前項第 2 号に関する IF 規程、ライセンス、ポイント、ランキング、クォータ及びエントリー期限の確認は、国際情報担当又は事務局が行い、その確認記録を選考資料に含めるものとする。
- 3 競技別選考基準を満たした場合であっても、当然に特定の国際競技会への派遣、派遣大会、派遣期間、出場種目又は派遣費用の負担を保証するものではない。
- 4 派遣に伴う費用負担その他の条件は、当該公式事業ごとに JBLSF が別に定める。

第 4 章 選考手続

(選考手続) 第 10 条

派遣選手の選考は、原則として次の手続により行う。

- (1) HPD、HPAD 及び競技別強化責任者による競技別選考基準案の作成
- (2) HP 本部会による競技別選考基準案の審議

- (3) 理事会による競技別選考基準の承認及び公表
 - (4) 候補選手の募集、推薦又は指定
 - (5) 測定、選考会、競技成績、滑走実績、面談その他の評価
 - (6) アスリートセミナーその他 JBLSF が指定する手続の実施
 - (7) 国際情報担当又は事務局による IF 資格、ライセンス、クォータ、エントリー期限その他国際競技会出場条件の確認
 - (8) 必要に応じた医科学、安全、マテリアル、遠征ロジ及び費用条件の確認
 - (9) HP 本部会による候補選手の審議
 - (10) HPD による理事会への上申
 - (11) 理事会による審議及び決定
 - (12) 選手への通知及び記録保存
- (選考資料) 第 11 条

HP 本部会は、選考にあたり、次の資料を総合的に確認することができる。

- (1) 競技別選考基準に基づく測定結果
- (2) 国内外の競技成績
- (3) 国際競技会における実績
- (4) 滑走本数、滑走技術、安全性及び競技経験
- (5) 年齢、将来性、育成計画上の位置づけ
- (6) コンディション、怪我、疾病及び復帰見込み
- (7) チーム編成上の必要性
- (8) 派遣先での適応能力、協調性及び行動面
- (9) アンチ・ドーピング、コンプライアンス及び行動規範の遵守状況
- (10) IF 資格、ライセンス、クォータ、ランキング及びエントリー期限に関する確認記録
- (11) 医科学、安全、マテリアル、遠征ロジ及び費用負担に関する確認記録
- (12) その他、HP 本部会が必要と認める資料

(選考会等) 第 12 条

JBLSF は、必要に応じて、測定会、記録会、選考会、強化合宿、育成合宿、氷上選考、面談その他の選考手続を実施することができる。

2 選考会等の具体的な実施方法は、各年度の競技別選考基準に定める。

3 派遣選手 A 又は派遣選手 B の基準を満たす者の人数が選考対象人数を上回る場合、又は派遣枠、予算、安全、競技会条件その他の事情により必要がある場合、HP 本部会は、追加選考、氷上選考、面談そ

の他の手続を審議することができる。

（アスリートセミナー等） 第 13 条

候補選手は、JBLSF が指定するアスリートセミナー、アンチ・ドーピング教育、安全教育、インテグリティ教育その他必要なプログラムを受講し、所定の課題を完了しなければならない。

2 やむを得ない事情により前項の手続を完了できない場合、HP 本部会は、当該手続の完了を条件として派遣候補者の内定又は条件付き推薦を行うことができる。

（通知及び記録保存） 第 14 条

理事会が派遣選手、ユース育成選手、派遣候補者、継続、取消し又は保留を決定した場合、JBLSF 事務局は、原則として 1 週間以内に当該選手へ通知する。未成年者の場合は、保護者及び必要に応じて所属先、学校又は加盟団体へ通知する。

2 事務局又は事務局 PMO は、選考資料、HP 本部会審議メモ、HPD 上申資料、理事会承認記録、通知記録その他関係資料を所定の保管先に保存する。

第 5 章 ユース育成選手の指定・評価及び YOG 等派遣候補者選考

（ユース育成選手の位置づけ） 第 15 条

ユース育成選手は、将来のオリンピック競技大会その他主要国際競技会において活躍する可能性を有する次世代選手を、発掘育成、強化接続、ユースオリンピック又は YOG 資格獲得大会への対応のために指定するものである。

2 ユース育成選手の指定は、日本代表としての派遣決定又は代表表示の使用を当然に認めるものではない。代表表示、JBLSF ロゴその他の表示については、ロゴ・代表表示規程その他関係規程に従う。

3 ユース育成選手が、ユースオリンピック又は YOG 資格獲得大会以外の国際競技会へ JBLSF 公式事業として派遣される場合は、この規程及び年度ごとに定める競技別選考基準に従う。

4 ユース育成選手が JBLSF 公式事業によらず海外において活動する場合は、私的海外活動及び国際ライセンス申請規程その他関係規程に従う。

（年度別ユース育成選手指定・派遣基準） 第 16 条

ユース育成選手の指定、評価、継続、取消し及び YOG 資格獲得大会等への派遣候補者選考に関する具体的な基準は、年度別ユース育成選手指定・派遣基準として定める。

2 年度別ユース育成選手指定・派遣基準には、対象年齢、対象期間、測定項目、合格基準値、得点表、選考方法、氷上選考の実施条件、保護者・学校・所属先の確認、医科学・安全確認、保険確認、提出書類、評価方法その他必要事項を定める。

3 年度別ユース育成選手指定・派遣基準は、HPD、HPAD、発掘育成担当及び競技別強化責任者が案を作成し、HP 本部会の審議を経て、理事会の承認を得て施行する。

4 年度別ユース育成選手指定・派遣基準は、原則として毎年度見直す。対象年齢、対象期間、測定項目、基準値その他年度固有の事項は、規程本文に固定せず、別紙として管理する。

（ユース育成選手の選考対象条件） 第 17 条

ユース育成選手の選考対象となるには、次の各号のいずれかに該当し、かつ第2項の共通条件を満たさなければならない。

(1) JBLSF 又は JBLSF が認める加盟団体、関係団体等が実施する選手発掘テスト、記録会、測定会、育成合宿、強化合宿その他の評価機会に参加し、年度別基準に照らして選考対象と認められた者

(2) 将来のオリンピック競技大会その他主要国際競技会での活躍が期待できる選手として、HP 本部会が育成対象として認めた者

(3) ユースオリンピック、YOG 資格獲得大会、年齢別主要大会、育成大会その他これらに準ずる大会への対応上、HP 本部会が特に必要と認めた者

2 前項の候補者は、当該年度において JBLSF 又は加盟団体を通じた競技者登録を完了していること、日本国籍を有すること、行動規範を遵守すること、及び年度別基準に定める提出書類その他の条件を満たさなければならない。

(ユース育成選手の選考方法) 第18条

ユース育成選手の選考は、年度別ユース育成選手指定・派遣基準及び同基準に定めるフローチャート、評価方法その他の手続に従って行う。

2 選考にあたっては、測定結果、競技経験、滑走本数、競技成績、面談、学習態度、安全意識、保護者・学校・所属先の理解、活動継続可能性、医科学・安全上の確認事項及び将来性を総合的に評価する。

3 HPAD、競技別強化責任者、発掘育成担当その他関係者は、候補者の選考資料を作成し、HP 本部会へ提出する。

(追加選考及び氷上選考) 第19条

年度別ユース育成選手指定・派遣基準に定める基準値を満たす候補者が複数存在する場合、又は派遣枠、活動計画、安全性その他の理由により必要がある場合、JBLSF は、氷上選考、追加測定、面談、レビューその他の追加選考を行うことができる。

2 追加選考の実施方法、評価項目、対象者及び実施時期は、HP 本部会が審議し、必要に応じて理事会の承認を得る。

(YOG 及び YOG 資格獲得大会への派遣候補者選考) 第20条

ユースオリンピック又は YOG 資格獲得大会に係る派遣候補者は、年度別ユース育成選手指定・派遣基準、国際連盟規則、年齢条件、出場枠、クォータ、ランキング、エントリー期限、選手の安全性及び活動継続可能性を踏まえて選考する。

2 国際情報担当又は事務局は、YOG 及び YOG 資格獲得大会に関する IF 規程、年齢条件、エントリー条件、クォータその他必要事項を確認し、その確認記録を選考資料に含める。

3 HP 本部会は、前項の確認を踏まえて派遣候補者案を審議し、HPD は理事会へ上申する。理事会は、派遣候補者及び公式派遣の可否を決定する。

(未成年者に関する確認) 第21条

未成年者をユース育成選手として指定し、又は公式事業として派遣する場合、JBLSF は、保護者同意、医

療同意、緊急連絡体制、学校又は所属先の理解、保険加入、安全管理体制、帯同責任者又は技術指導者の配置その他必要事項を確認する。

2 前項に定める確認ができない場合、JBLSF は、ユース育成選手の指定、継続又は派遣を保留し、又は取り消すことができる。

（ユース育成選手の継続、保留及び取消し） 第 22 条

JBLSF は、年度別ユース育成選手指定・派遣基準、活動実績、レビュー、保護者・学校・所属先の理解、行動規範遵守、安全管理、医科学上の状況その他必要事項を踏まえ、ユース育成選手の継続、条件付き継続、保留又は取消しを決定することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、JBLSF はユース育成選手の指定又は派遣を制限し、保留し、又は取り消すことができる。

（1）病気又は怪我により、競技又は活動継続に著しく支障があると認められる場合

（2）法令、行動規範、コンプライアンス倫理規程その他関係規程に違反し、ユース育成選手又は日本代表候補として相応しくないと認められる場合

（3）保護者、学校又は所属先の承諾又は理解が得られない場合

（4）保険、医療同意、緊急連絡体制、安全管理体制又は帯同体制の確認ができない場合

（5）虚偽申告、重大な報告義務違反、無断活動その他 JBLSF の信頼を損なう行為があった場合

（ユース育成選手の通知及び説明） 第 23 条

理事会がユース育成選手の指定、継続、条件付き継続、保留、取消し又は YOG 資格獲得大会等への派遣候補者を決定したときは、JBLSF 事務局は、原則として 1 週間以内に、当該選手、保護者及び必要に応じて所属先、学校又は加盟団体へ通知する。

2 ユース育成選手の指定又は派遣候補者に選考されなかった者、又は指定取消し若しくは保留となった者から合理的な範囲で説明を求められた場合、HPD 又は HP 本部会は、選考又は指定に関する基準、評価観点及び結論の理由を説明する。

第 6 章 派遣決定後の義務

（派遣選手の義務） 第 24 条

派遣選手は、JBLSF の公式事業として派遣される期間中、JBLSF の指示、国際連盟規則、大会規則、行動規範、コンプライアンス倫理規程、アンチ・ドーピング規則、安全管理上の指示その他関係規程を遵守しなければならない。

2 派遣選手は、日本代表又は JBLSF 派遣選手としての品位を保持し、競技活動、広報活動、スポンサー対応、チーム行動及び国際交流において適切に行動しなければならない。

（代表表示及びスポンサー表示） 第 25 条

派遣選手が JBLSF の名称、ロゴ、代表表示、ユニフォーム、個人スポンサー表示その他の表示を使用する場合は、ロゴ・代表表示規程、スポンサー規程、個人スポンサー規程、国際連盟規則、JOC 規程その他関係規程に従わなければならない。

2 ユース育成選手に指定されたことのみをもって、日本代表、TEAM JAPAN その他これに準ずる表示を使用することはできない。

（派遣後の報告） 第 26 条

派遣選手は、JBLSF が求める場合、派遣終了後、競技結果、活動内容、事故・怪我の有無、用具状況、学習事項、レビューその他必要事項を報告しなければならない。

2 HPAD、競技別強化責任者、事務局又は事務局 PMO は、前項の報告を年度別レビュー、次年度計画及び記録管理に接続する。

第 7 章 派遣の制限及び取消し

（派遣の制限・取消し） 第 27 条

この規程に基づき選考された選手であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、JBLSF は、当該選手の派遣を制限し、保留し、又は取り消すことができる。

（1）派遣対象国際競技会の出場資格、ライセンス、年齢条件、クォータその他必要条件を満たさない場合

（2）病気又は怪我により、競技に著しく支障があると認められる場合

（3）法令、行動規範、コンプライアンス倫理規程、アンチ・ドーピング規則その他関係規程に違反し、日本代表又は JBLSF 派遣選手として相応しくないと認められる場合

（4）競技別選考基準、年度別ユース育成選手指定・派遣基準、評価シート又は HP 本部会の審議において付された条件を満たさない場合

（5）安全、医科学、保険、未成年者同意、帯同体制、マテリアルその他必要な確認ができない場合

（6）虚偽申告、重大な報告義務違反、無断活動その他 JBLSF の信頼を損なう行為があった場合

（緊急措置） 第 28 条

会長、HPD 又は HPAD は、選手の安全、重大な規程違反、出場資格喪失、国際競技会運営上の支障その他緊急の必要がある場合、理事会の事前決議を待たずに、派遣の一時停止、保留、帰国指示その他必要な緊急措置を講じることができる。

2 前項の措置を講じた場合、速やかに理事会へ報告し、必要な承認又は追認を得るものとする。

（取消し後の取扱い） 第 29 条

派遣又はユース育成選手の指定が取り消された場合、JBLSF は、取消し理由、費用負担、表示使用、スポンサー対応、連盟資産返却、記録保存その他必要事項を当該選手へ通知する。

2 取消し後の費用負担については、当該公式事業の条件、選手負担金規程、スタッフ旅費規程その他関係規程による。

第 8 章 不服申立て及び説明

（不服申立ての根拠と権利） 第 30 条

選考結果、ユース育成選手の指定・不指定、継続、保留、取消し、派遣の制限又は取消しに対する不服申立ては、選考又は指定が基準又は手続に則って行われていない場合、選考過程に重大な事実誤認又は不合理な取扱いがあると考えられる場合、又は説明を受けてもなお再考を求める合理的理由がある場合に限り、行うことができる。

2 不服申立てができる者は、当該選手又は当該選手の所属先代表者とする。未成年者又はユース育成選手に係る場合は、保護者も不服申立てを行うことができる。

3 不服申立てができる期間は、通知到達後 2 週間以内とする。

（不服申立ての手続） 第 31 条

不服申立ては、所定の様式により JBLSF 事務局へ提出する。

2 事務局は、受理した不服申立てを HPD、HPAD、事務局長及び必要に応じてコンプライアンス・倫理委員会へ共有する。

3 HP 本部会は、必要に応じて選考資料、審議メモ、評価資料及び関係者の意見を確認し、理事会へ報告又は意見を提出する。

4 理事会は、必要に応じてコンプライアンス・倫理委員会その他関係者の意見を聴取し、申立てに対する対応を決定する。

5 本条の定めにかかわらず、選手、保護者又は当該選手の所属先は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に仲裁申立てをすることができる。この場合、JBLSF への不服申立ては終了し、その後は JSAA の手続と決定に従うものとする。

（説明対応） 第 32 条

選考されなかった候補選手、ユース育成選手として指定されなかった候補者、又は取消し若しくは保留となった選手から合理的な範囲で説明を求められた場合、HPD 又は HP 本部会は、基準、評価観点及び結論の理由を説明する。

2 前項の説明は、選考資料の全部開示又は他の選手の個人情報の開示を意味するものではない。

第 9 章 雑則

（関係規程との接続） 第 33 条

この規程に定めのない事項については、運営規程、私的海外活動及び国際ライセンス申請規程、ロゴ・代表表示規程、スポンサー規程、個人スポンサー規程、所有資産管理規程、選手負担金規程、選手団派遣におけるスタッフ旅費規程、コンプライアンス倫理規程その他 JBLSF の関係規程による。

（改廃） 第 34 条

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 この規程は、2026 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、現行の「ユース育成選手選考規程」は廃止する。ただし、同規程に基づき施行日前に指定、選考、通知又は審議された事項、並びに同規程に基づく記録、未了案件及び不服申立てについては、この規程に基づく年度別ユース育成選手指定・派遣基準及び HP 本部会の審議により承継

し、必要に応じて理事会が確認する。

3 施行日前にユース育成選手として指定又は認定された者については、当該年度又は理事会が定める期間、従前の指定又は認定を尊重し、HP 本部会において継続確認を行う。

4 施行日前に競技委員会において審議、推薦又は承認された国際競技会派遣選手選考、ユース育成選手選考その他関連事項は、別段の定めがない限り、HP 本部会において審議されたものとみなす。ただし、理事会の承認を要する事項については、従前どおり理事会の承認を要する。

5 この規程の施行後、関連様式、Q&A、年度別競技別選考基準及び年度別ユース育成選手指定・派遣基準は、この規程に整合するよう速やかに改定する。

6 2026 年 7 月 29 日 一部改定

7 本規程は、2026 年 6 月 1 日以後に開始された 2026 年度の活動及びこれに関する手続に適用する。

8 2026 年 6 月 1 日から本規程の施行日の前日までに行われた手続、確認、審議、決定及び記録は、本規程の趣旨に反しない限り、本規程に基づき行われたものとみなす。

9 前二項の規定は、関係者に新たな義務又は不利益を遡及して課すものではない。

10 理事会の承認を要する事項については、別途理事会の承認又は追認を要する。

1. 目的・位置づけ

第1条 (目的)

この基準は、国際競技会派遣選手選考規程（以下「本則」という。）第8条に基づき、2026年度におけるボブスレー競技の派遣選手選考、派遣候補者の確認、移行期における特例措置、私的海外活動との関係その他必要事項を定めるものである。

2026年度は、ボブスレー競技における強化・指導体制の移行期であることを踏まえ、前年度にJBLSF公式派遣として国際競技会又は公式国際事業へ派遣された選手の活動継続機会を確保しつつ、安全、国際資格、保険、活動体制及び連盟リスク管理を確認することを目的とする。

本基準に定めのない事項は、本則、私的海外活動及び国際ライセンス申請規程、所有資産管理規程、スポンサー規程、個人スポンサー規程、ロゴ・代表表示規程、選手負担金規程その他JBLSF関係規程による。

第2条 (基本方針)

2026年度のボブスレー競技の選考は、2025年度ボブスレー競技別選考基準を基本として運用する。

前項にかかわらず、2026年度においては、前年度にJBLSF公式派遣として派遣された選手について、本人が活動継続を希望し、HP本部会が競技力、安全性、活動計画、国際資格、保険、帯同・指導体制及び参加可能性を確認した場合、移行期特例措置として、派遣選手B又は移行期特例審議対象者として扱うことができる。

本特例措置は、特定の国際競技会への出場、JBLSFによる費用負担、日本代表表示、JBLSF公式事業としての派遣又は連盟資産の使用を当然に認めるものではない。

本特例措置は、2026年度限りの移行措置とし、年度末に運用状況をレビューしたうえで、2027年度以降のボブスレー競技の強化・選考体制及び競技別基準を改めて定める。

本基準において「移行期特例審議対象者」とは、2026年度移行期特例措置に基づきHP本部会の審議対象となる候補者をいい、理事会による公式派遣決定、派遣選手としての選考又は日本代表としての地位を意味するものではない。

2. 選考対象者及び共通前提条件

第3条 (選考対象者)

2026年度のボブスレー競技における選考対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 2025年度又は2025-2026シーズンに、JBLSF公式派遣としてボブスレー競技の国際競技会又は公式国際事業へ派遣された者。

(2) 2025年度ボブスレー競技別選考基準に基づく選手発掘テスト、コンバインドテスト、プッシュボブスレー選考、強化合宿、育成合宿その他JBLSFが指定する評価機会に参加し、HP本部会が選考対象として認めた者。

(3) 前各号のほか、ボブスレー競技の活動継続、復帰支援、国際資格維持、育成又は強化上の必要性に照らし、HP本部会が特に選考対象として認めた者。

前項第1号の対象範囲には、原則として前年度に国際競技会へ公式派遣された選手を含むものとし、育成合宿のみの参加者については、HP本部会が活動状況、競技力及び安全性を確認したうえで対象とするかを判断する。

第4条 (共通前提条件)

選考対象者は、次の各号に掲げる共通前提条件を満たさなければならない。

(1) 当該年度にJBLSF又はJBLSFの加盟団体を通じた競技者登録を完了していること。

(2) 日本国籍を有し、IBSF、日本オリンピック委員会その他関係機関の規則又は取扱いに照らし、日本として国際競技会へ参加する資格を有すること。

(3) IBSFが定める年齢条件、ライセンス、出場資格、クォータ、ランキング、エントリー期限その他の条件を満たすこと、又は派遣時まで満たす見込みがあること。

(4) 健康状態、怪我、疾病又は復帰状況について、国際競技会又は当該活動への参加に重大な支障がないこと。

(5) アンチ・ドーピング、インテグリティ、安全、アスリートセミナーその他JBLSFが指定する手続を履行できること。

(6) 私的海外活動として実施する場合は、保険、帯同責任者、技術指導者又は現地指導体制、安全管理体制及び緊急連絡体制を確保できること。

(7) 代表表示、JBLSF ロゴ、スポンサー表示、連盟資産使用その他関係規程に定める手続を遵守できること。

3. 原則基準及び2026年度移行特例措置

第5条（2025年度基準の継続適用）

2026年度のボブスレー競技におけるパイロット及びブレーカーの基本的な選考基準、測定項目、コンバインドテスト、プッシュボブスレー選考基準及びアスリートセミナーの取扱いは、2025年度ボブスレー競技別選考基準を基本として運用する。

新規に派遣選手A又は派遣選手Bとして選考される者については、原則として前項の基準に基づき評価する。

ただし、2026年度において選考会、合宿、測定又はプッシュボブスレー選考を実施することが困難な場合、HP本部会は、過去の測定記録、競技成績、滑走実績、プッシュ実績、指導者評価、健康状態、安全性及び参加可能性を合理的な代替資料として確認し、HPDが理事会へ上申することができる。

第6条（パイロットの取扱い）

パイロットについては、2025年度基準を基本とし、前年度の滑走スキル、国際競技会又は国際トレーニングでの実績、IBSFライセンス、操縦技術、安全性、チーム編成可能性及び活動計画を踏まえ、HP本部会が評価する。

パイロットがコンバインドテストにおいて派遣選手B相当の基準を満たさない場合は、原則として派遣選手として選考しない。ただし、2026年度移行特例措置の対象者については、過去の滑走実績、安全性、活動継続の必要性及び代替評価資料を総合的に確認し、条件付きで移行期特例審議対象者として扱うことができる。

第7条（ブレーカーの取扱い）

ブレーカーについては、2025年度基準を基本とし、選手発掘テスト、コンバインドテスト、全日本プッシュボブスレー選手権、プッシュ記録、最終選考合宿その他JBLSFが指定する評価資料に基づき評価する。

前年度にJBLSF公式派遣として国際競技会へ派遣されたブレーカーについては、2026年度において本人が活動継続を希望し、第4条の共通前提条件及び第8条の確認事項を満たす場合、選手発掘テストを受検しない場合であっても、移行期特例措置として選考対象に含めることができる。

第8条（2026年度移行特例措置）

2026年度に限り、前年度にJBLSF公式派遣として派遣されたボブスレー選手のうち、本人が活動継続を希望する者については、HP本部会が次の事項を確認したうえで、HPDが理事会へ上申し、理事会の承認を得た場合、移行期特例措置として派遣選手B又は移行期特例審議対象者として扱うことができる。

- (1) 前年度の派遣実績、競技成績、滑走実績、プッシュ実績及びチーム内の役割。
- (2) 2026年度の活動希望、活動計画、参加予定大会又はトレーニング、活動実施可能性。
- (3) IBSFライセンス、年齢条件、出場資格、クォータ、エントリー期限その他国際情報の確認。
- (4) 健康状態、怪我、疾病、復帰状況及び医科学・安全上の懸念。
- (5) 保険加入状況、緊急連絡体制、帯同責任者、技術指導者又は現地指導体制の配置。
- (6) 連盟資産を使用する場合の使用可否、管理方法、輸送、補修、返却及び費用負担。
- (7) スポンサー表示、代表表示、JBLSFロゴ使用の有無及び関係規程への適合性。
- (8) アスリートセミナー、アンチ・ドーピング、行動規範その他JBLSFが指定する手続の履行状況。

本条に基づく特例措置は、2026年度限りの移行措置であり、翌年度以降の派遣選手認定、派遣決定又は代表表示の使用を保証するものではない。

4. 活動形態、派遣対象及び費用負担

第9条（公式事業と私的海外活動の区分）

本基準に基づき活動継続を認められた選手であっても、当該活動がJBLSF公式事業として実施されるか、選手本人又は所属先の責任と負担による私的海外活動として実施されるかは、当該活動ごとに判断する。

JBLSF公式事業として実施する場合は、本則、選手負担金規程、スタッフ旅費規程その他関係規程に従う。

私的海外活動として実施する場合は、私的海外活動及び国際ライセンス申請規程、保険加入基準、所有資産管理規程、スポンサー規程、個人スポンサー規程及びロゴ・代表表示規程に従う。

JBLSFが私的海外活動の申請を承認し、又はIFライセンス申請手続を行ったことのみをもって、当該活動をJBLSF公式事業又は日本代表派遣とみなすものではない。

第10条（対象となる大会・活動）

本特例措置の対象となる活動は、原則として、IBSF が主催又は公認する国際競技会、国際トレーニング、公式練習、トレーニングキャンプその他 HP 本部会が活動継続上必要と認める事業とする。ただし、オリンピック、世界選手権、ジュニア世界選手権、ワールドカップその他 JBLSF が公式代表派遣事業として扱うべき大会については、私的海外活動としての参加は認めない。これらの大会への派遣は、本則及び理事会の決定に基づき行う。

Europe Cup、North American Cup、Asian Cup、IBSF Sanctioned Races、国際トレーニングその他の活動については、当該年度の強化方針、活動計画、IBSF 規則、出場枠、予算及び安全管理体制を踏まえ、公式事業又は私的海外活動のいずれとして扱うかを個別に確認する。

第 11 条（新規候補者の取扱い）

前年度に JBLSF 公式派遣として派遣されていない者が、2026 年度にボブスレー競技の派遣選手 A 又は派遣選手 B として選考を希望する場合は、原則として 2025 年度ボブスレー競技別選考基準を踏まえた測定、選考会、コンバインドテスト、プッシュ記録、面談、アスリートセミナーその他 HP 本部会が必要と認める評価を受けなければならない。

2026 年度において選考会又は合宿を実施できない場合、HP 本部会は、過去の測定記録、競技成績、国内外の活動実績、指導者評価、健康状態及び安全性を踏まえ、選考対象とするか否かを審議することができる。

第 12 条（費用負担）

本特例措置に基づく活動が私的海外活動として実施される場合、渡航費、宿泊費、現地活動費、保険料、エントリー費、現地指導料、用具輸送費その他の費用は、原則として選手本人又は所属先の負担とする。

JBLSF が公式事業として当該活動を実施する場合の費用負担は、選手負担金規程その他関係規程に従う。本特例措置は、JBLSF による費用負担、スタッフ派遣、公式ユニフォーム貸与、連盟資産貸与又はスポンサー表示承認を当然に認めるものではない。

5. 安全管理、表示、取消し及び記録管理

第 13 条（安全管理・保険・帯同体制）

私的海外活動として活動を実施する場合、選手は、活動内容に応じた海外旅行保険又はこれに相当する保険に加入し、競技中、練習中及び公式トレーニング中の事故が補償対象であることを確認できる資料を提出しなければならない。

滑走活動を伴う場合は、帯同責任者、技術指導者又は現地指導体制を確保し、単独での競技活動又は安全管理体制が確認できない活動を行ってはならない。

未成年者が対象となる場合は、保護者同意、医療同意、学校又は所属先の理解、緊急連絡体制その他 JBLSF が指定する事項を確認しなければならない。

第 14 条（連盟資産の使用）

本特例措置に基づく活動において、JBLSF が所有又は管理するソリ、ランナー、車両、工具、備品その他連盟資産を使用する場合は、所有資産管理規程に基づき、事前に申請し承認を受けなければならない。連盟資産の使用可否、貸与期間、輸送、点検、日常メンテナンス、破損時対応、補修、返却及び費用負担については、所有資産管理規程及び個別承認条件に従う。

第 15 条（代表表示・スポンサー・ロゴ）

本特例措置に基づき活動する選手は、当該活動が JBLSF 公式代表派遣事業として決定された場合を除き、「日本代表」「TEAM JAPAN」「JBLSF 代表」その他公式代表活動と誤認される表示を使用してはならない。

個人スポンサー表示、所属先表示、JBLSF ロゴの特例使用その他の表示については、スポンサー規程、個人スポンサー規程、ロゴ・代表表示規程及び年度別表示基準に従う。

第 16 条（派遣制限・保留・取消し）

本基準に基づき派遣選手 B 又は移行期特例審議対象者として扱われた者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、HP 本部会は、派遣、活動承認、連盟資産使用又は IF ライセンス申請の保留、制限又は取消しを審議し、必要に応じて HPD が理事会へ上申する。

- (1) IBSF の年齢条件、ライセンス、出場資格、クォータ又はエントリー条件を満たさない場合。
- (2) 病気、怪我、コンディション不良その他の理由により、安全に活動を実施できないと認められる場合。
- (3) 保険、帯同責任者、技術指導者、緊急連絡体制その他安全管理上の要件を満たさない場合。
- (4) 行動規範、アンチ・ドーピング、コンプライアンス、スポンサー表示、代表表示又は連盟資産使用に関する規程に違反した場合。
- (5) 申請内容に虚偽、不備又は重大な変更があるにもかかわらず、JBLSF へ報告しない場合。

第 17 条（記録管理及び年度末レビュー）

HP 本部会、HPD、HPAD、競技別強化責任者、国際情報担当、医科学・安全担当、マテリアル担当及び事務局 PMO は、本基準に基づく選考資料、特例措置の審議資料、活動計画、承認条件、理事会承認記録、通知記録、活動報告、事故・破損報告その他必要な証跡を保存する。

HP 本部会は、2026 年度末に本特例措置の運用結果をレビューし、派遣実績、活動形態、安全管理、費用負担、選手の活動継続状況、体制上の課題及び 2027 年度以降の基準見直し方針を整理し、必要に応じて理事会へ報告する。

附則

- 1 本基準は、理事会承認日から施行し、2026 年度のボブスレー競技別選考基準として適用する。
- 2 本基準に定める 2026 年度移行特例措置は、2026 年度限りの措置とする。2027 年度以降のボブスレー競技別選考基準は、2026 年度の運用レビューを踏まえ、別途理事会の承認を得て定める。
- 3 本基準の施行前に 2025 年度基準又は旧競技委員会において確認された選考資料、派遣実績、活動記録及び未了案件は、別段の定めがない限り、HP 本部会、HPD、HPAD 及び事務局が承継して確認する。
- 4 本規程は、2026 年 7 月 29 日から施行する。
- 5 本規程は、2026 年 6 月 1 日以後に開始された 2026 年度の活動及びこれに関する手続に適用する。
- 6 2026 年 6 月 1 日から本規程の施行日の前日までに行われた手続、確認、審議、決定及び記録は、本規程の趣旨に反しない限り、本規程に基づき行われたものとみなす。
- 7 前二項の規定は、関係者に新たな義務又は不利益を遡及して課すものではない。
- 8 理事会の承認を要する事項については、別途理事会の承認又は追認を要する。

別表 1 2025 年度ボブスレー競技別選考基準の準用

2026 年度のボブスレー競技別選考における基本基準は、次のとおり 2025 年度基準を準用する。詳細な得点表は、2025 年度「測定項目・合格基準値・得点表」【ボブスレー】を準用する。

1. パイロット

前年度の滑走スキル、国際競技会又は国際トレーニングでの実績、IBSF ライセンス、操縦技術、安全性、チーム編成可能性及び活動計画を踏まえ、HP 本部会が評価する。ただし、コンバインドテストで派遣選手 B 相当の基準を満たさない場合は、原則として選出されない。

2. ブレーカーの基本選考過程

No.	基本選考過程
1	選手発掘テストにおいて 250 点以上を獲得した選手は強化合宿、240 点以上を獲得した選手は育成合宿の推薦対象とする。前年度に JBLSF 公式派遣として国際大会に出場した選手は、選手発掘テストを受検しなくても強化合宿又は選考対象に含めることができる。
2	強化合宿においてコンバインドテストを実施する。
3	全日本プッシュボブスレー選手権とコンバインドテストの合計得点上位者を最終選考合宿又は追加評価の対象とする。
4	選手発掘テスト未実施者を選考対象とする場合は、HP 本部会が事前面談、過去記録、競技力、安全性及び参加可能性を確認する。
5	プッシュ選手権が中止又は実施困難な場合、コンバインドテスト、過去のプッシュ記録、選考資料その他合理的な代替資料により評価することができる。
6	選抜された選手は、JBLSF が指定するアスリートセミナーの受講及び課題合格その他必要手続を完了しなければならない。

3. 全日本プッシュボブスレー選手権の得点

順位	得点
1 位	150 点
2 位	100 点
3 位	80 点
4 位	60 点
5 位	40 点
6 位	20 点

4. コンバインドテスト・プッシュボブスレー選考基準

測定項目	派遣選手 A 男子	派遣選手 A 女子	派遣選手 B 19 歳以上 男子	派遣選手 B 19 歳以上 女子	派遣選手 B 15 ~18 歳 男子	派遣選手 B 15 ~18 歳 女子
合計基準	①～⑧合計 700 点以上	①～⑧合計 700 点以上	①～⑧合計 660 点以上	①～⑧合計 660 点以上	①～⑥合計 450 点以上	①～⑥合計 450 点以上
① 15m 短距離走 (秒)	2. 13	2. 28	2. 16	2. 31	2. 22	2. 36
② 30m 短距離走 (秒)	3. 69	4. 01	3. 76	4. 07	3. 87	4. 17
③ 45m 短距離走 (秒)	5. 30	5. 80	5. 38	5. 88	5. 50	6. 00
④ 30m 加速走 (秒)	3. 06	3. 56	3. 12	3. 62	3. 23	3. 73
⑤ 立ち幅跳び (m)	3. 12	2. 77	3. 03	2. 67	2. 88	2. 52
⑥ 砲丸フロント投げ (m)	18. 80	12. 60	18. 30	11. 80	15. 50	11. 00
⑦ ハイクリー ン (kg)	125. 00	85. 00	115. 00	78. 75	—	—
⑧ スクワット (kg)	170. 0	100. 0	157. 50	87. 50	—	—
⑨ プッシュボブスレー (秒)	4. 30	4. 85	—	—	—	—

注：砲丸フロント投げは男子 5kg・女子 4kg、ハイクリー ンはストラップ使用可、スクワットはパラレルスクワット 1 回とする。

別表 2 2026 年度移行特例確認項目

確認区分	主な確認事項	主な確認者
前年度実績	派遣大会、役割、競技成績、滑走実績、プッシュ実績、チーム編成	競技別強化責任者、HPAD
活動計画	参加希望大会、トレーニング、渡航計画、目的、期間、費用負担見込み	HPAD、事務局 PMO
国際資格	IBSF ライセンス、年齢条件、クォータ、エントリー期限、出場資格	国際情報担当、事務局
安全・医科学	健康状態、怪我、疾病、復帰状況、保険、緊急連絡体制	医科学・安全担当、HPAD
帯同・指導体制	帯同責任者、技術指導者、現地コーチ、単独活動禁止確認	HPAD、医科学・安全担当
連盟資産	ソリ、ランナー、車両、工具、輸送、点検、補修、費用負担	Material Officer、HPAD
表示・スポンサー	代表表示不可、JBLSF ロゴ、個人スポンサー表示、年度別表示基準適合	マーケティング委員会、HPD
教育・手続	アスリートセミナー、AD、行動規範、誓約書、必要書類提出	HPAD、事務局 PMO

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 (JBLSF)

2026 年度 リュージュ競技別選考基準

国際競技会派遣選手選考規程 別紙【リュージュ】

1 目的・位置づけ

本基準は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下「JBLSF」という。）「国際競技会派遣選手選考規程」第8条に基づき、2026年度におけるリュージュ競技の具体的な測定項目、合格基準、得点方法、氷上評価、育成対象の取扱いその他必要事項を定めるものである。

本基準に定めのない事項は、「国際競技会派遣選手選考規程」その他 JBLSF 関係規程による。

2 適用対象

本基準は、2026 年度に JBLSF が公式事業として実施するリュージュ競技の国際競技会、国際トレーニング、公式練習、トレーニングキャンプその他 FIL が主催又は公認する事業への派遣選手選考に適用する。

3 選考区分

本基準における選考区分は、派遣選手 A 及び派遣選手 B とする。

本基準における「派遣選手 A」及び「派遣選手 B」は、「国際競技会派遣選手選考規程」に定める派遣選手区分をいう。

派遣選手 A 又は派遣選手 B の基準には至らないものの、将来性、身体能力、競技適性又は育成上の必要性が認められる者については、派遣選手とは別に、育成対象又はユース育成選手として取り扱うことができる。育成対象又はユース育成選手として取り扱われたことは、派遣選手 A 若しくは派遣選手 B として選考されたこと、又は国際競技会への派遣が決定されたことを意味しない。

4 年齢区分

リュージュ競技における年齢区分は、次の3区分とする。

区分	対象
中学生以下	原則として中学校在学年齢以下の選手
19 歳以下	中学生以下の区分に該当する者を除く、19 歳以下の選手
20 歳以上	20 歳以上の選手

年齢の基準日は、原則として当該年度の FIL 規則、派遣対象大会の大会要項又は JBLSF が別に定める基準日による。

FIL 規則、大会要項又は派遣対象大会の年齢区分が本基準と異なる場合は、当該大会の出場資格を別途確認する。

5 選考対象者

選考対象者は、次の各号を満たす者とする。

- (1) 当該年度において JBLSF 又は JBLSF の加盟団体を通じた競技者登録を完了している者
- (2) 日本国籍を有する者。ただし、FIL、日本オリンピック委員会その他関係機関の規則又は取扱いに照らし、JBLSF が特に認める場合はこの限りでない。
- (3) 本基準に定める測定項目、合格基準その他の条件を満たす者
- (4) FIL が定める年齢条件、ライセンス、出場資格、クォータ、ランキング、エントリー期限その他の条件を満たす者、又は派遣時まで満たす見込みがある者
- (5) JBLSF が指定するアスリートセミナーその他必要な手続を履行できる者

6 選考方法

リュージュ競技の選考は、次の各号を基本資料として行う。

- (1) コンバインドテストの測定結果及び得点
- (2) 年齢区分ごとの合格基準
- (3) リュージュ競技に必要な滑走技術、安全性及び競技適性
- (4) アスリートセミナーその他 JBLSF が指定する手続の完了状況
- (5) FIL 資格、ライセンス、クォータ、ランキング及びエントリー期限に関する確認記録
- (6) その他、本基準及び国際競技会派遣選手選考規程に基づき必要とされる資料

滑走本数、競技経験、国内外の競技成績、国際競技会における実績、将来性、コンディション、怪我、疾病及び復帰見込み等は、同点又は同程度の評価となった場合、追加選考が必要な場合、又は HP 本部会が必要と認める場合の補助評価資料とする。

7 コンバインドテスト測定項目

選考対象者には、年齢区分に応じて次のコンバインドテストを実施する。

区分	測定項目
中学生以下	立ち幅跳び、長座体前屈、60 秒間腹筋、50m 走
19 歳以下	立ち幅跳び、長座体前屈、60 秒間腹筋、30m 走、15 秒内懸垂、30 秒内腕立伏
20 歳以上	立ち幅跳び、長座体前屈、60 秒間腹筋、30m 走、15 秒内懸垂、30 秒内腕立伏、加重懸垂、ベンチプレス、プローンロウ

20 歳以上の加重懸垂、ベンチプレス及びプローンロウについては、シンクレア係数を使用する。

8 派遣選手 A 及び派遣選手 B の合格基準

派遣選手 A の候補者は、各年齢区分のコンバインドテストにおいて対象測定項目の平均得点が 8 点以上であり、かつ、国際競技会に参加するために必要な滑走技術、安全性、競技適性及び代表選手としての準備状況を有すると HP 本部会が認める者とする。

派遣選手 B の候補者は、各年齢区分のコンバインドテストにおいて対象測定項目の平均得点が 7 点以上であり、かつ、国際競技会又は JBLSF 公式事業に参加するために必要な基本的滑走技術、安全性及び競技適性を有すると HP 本部会が認める者とする。

前二項の基準を満たす場合であっても、測定項目のうち 3 点以下の項目が 1 つでもある場合は不合格とする。ただし、高等学校 1 年生及び 2 年生相当の女子選手に第 10 項の移行期特例を適用する場合に限り、⑤15 秒内懸垂及び⑥30 秒内腕立伏については、本項の 3 点以下不合格判定の対象から除外し、補助評価資料、育成課題、追加測定又は再測定の対象として取り扱うことができる。

派遣選手 A 又は派遣選手 B の候補者は、JBLSF が指定するアスリートセミナーその他必要な手続を完了しなければならない。

前各項の基準を満たした場合であっても、FIL が定める年齢条件、ライセンス、出場資格、クォータ、ランキング、エントリー期限その他の条件を満たさない場合は、派遣対象とならないことがある。

9 初心者及び発掘選手の取扱い

リュージュ競技の滑走経験が十分でない者、又は安全な滑走が確認できていない者については、コンバインドテストの得点が派遣選手 A 又は派遣選手 B の基準を満たす場合であっても、原則として派遣選手 A 又は派遣選手 B として選考せず、育成対象又はユース育成選手として取り扱うものとする。

前項の対象者については、身体能力、競技適性、学習能力、継続可能性、安全意識、指導環境その他の要素を踏まえ、将来的な派遣選手候補として育成することができる。

育成対象又はユース育成選手として取り扱う場合は、必要に応じて個別育成計画、追加測定、氷上練習、基礎技術確認、安全教育、アスリートセミナーその他の育成措置を課すことができる。

10 ユース対象選手に関する特例措置

中学生以下及び19歳以下の選手について、コンバインドテストの得点が派遣選手A又は派遣選手Bの基準に達しない場合であっても、身体能力、競技適性、滑走技術の習得状況、将来性、継続的な活動意思、指導環境その他の要素を総合的に勘案し、HP本部会が育成上必要と認めるときは、育成対象又はユース育成選手として取り扱うことができる。

前項の取扱いは、派遣選手A又は派遣選手Bとしての選考を意味せず、特定の国際競技会への派遣又は代表表示の使用を当然に認めるものではない。

高等学校1年生及び2年生相当の女子選手については、成長期、競技歴、上肢筋力の発達段階及び中学生以下区分から19歳以下区分への測定項目変更による影響を考慮し、HP本部会が必要と認める場合、派遣選手B、育成対象又はユース育成選手の判断に限り、移行期特例を適用することができる。

前項の移行期特例を適用する場合、19歳以下区分の測定項目のうち⑤15秒内懸垂及び⑥30秒内腕立伏の結果が著しく低い場合であっても、当該結果のみをもって直ちに不合格とするのではなく、斜め懸垂、懸垂ホールドタイム、腕立伏フォーム確認その他の補助測定を実施し、補助評価資料として用いることができる。

移行期特例を適用する場合、派遣選手B、育成対象又はユース育成選手の条件付き評価においては、①立ち幅跳び、②長座体前屈、③60秒間腹筋及び④30m走の4項目の得点、並びに補助測定の結果、滑走技術、安全性、競技適性、将来性及び育成上の必要性を総合して判断することができる。

補助測定は、派遣選手A又は派遣選手Bの合格基準に代わるものではなく、派遣選手B、育成対象又はユース育成選手としての条件付き評価、育成課題の設定、追加測定又は再測定の判断に用いるものとする。

補助測定を実施する場合、測定方法、実施条件、評価観点及び記録方法を事前に対象選手へ説明し、評価の公平性及び記録性を確保するものとする。

補助測定項目の例は、次のとおりとする。

(1) 斜め懸垂：上肢筋力、肩甲帯の安定性及び引く動作の基礎能力を確認し、補助評価資料又は育成課題として取り扱う。

(2) 懸垂ホールドタイム：把持力、肩甲帯・体幹保持及び姿勢維持能力を確認し、補助評価資料又は再測定対象として取り扱う。

(3) 腕立伏フォーム確認：体幹保持、肩・肘の安定性及び押す動作の基礎能力を確認し、補助評価資料又は育成課題として取り扱う。

(4) 再測定・追加測定：トレーニング効果及び成長に伴う改善状況を確認し、条件付き評価又は継続評価に用いる。

移行期特例を適用する場合であっても、国際競技会又はJBLSF公式事業に参加するために必要な滑走技術、安全性、心身の状態、保護者同意、学校又は所属先の理解、保険加入、緊急連絡体制及び帯同体制が確認できない場合は、派遣選手Bとして選考せず、育成対象又はユース育成選手として取り扱う。

ユース対象選手が、学校行事、試験、怪我、疾病、成長期に伴う身体的変化、測定機会の不足その他やむを得ない事情により通常の測定又は評価を受けることが困難な場合、HP本部会は、追加測定、再測定、面談、氷上評価、コーチ評価、医科学的確認その他の方法により、条件付き評価を行うことができる。

前項の条件付き評価を行う場合、HP本部会は、再測定の時期、追加練習、安全確認、保護者説明、アスリートセミナーの受講、医師確認その他必要な条件を付すことができる。

ユース対象選手の特例措置及び高等学校1年生及び2年生相当の女子選手に関する移行期特例は、派遣選手Aの基準を緩和するものではなく、選手の安全、育成上の必要性及び選考の公平性を損なわない範囲で行うものとする。

11 得点方法

コンバインドテストの得点は、別表1「リージュコンバインドテスト得点表2026」に基づき算出する。

中学生以下の選手については、別表1に定める「中学生以下」の男子又は女子得点表を使用する。

19歳以下の選手については、別表1に定める「19歳以下」の男子又は女子得点表を使用する。

20歳以上の選手については、別表1に定める「20歳以上」の男子又は女子得点表を使用する。

年齢区分の境界、学年、競技カテゴリー又は FIL 大会区分との関係に疑義がある場合は、HP 本部会が当該選手の年齢、学年、競技歴、身体発達、対象大会の出場資格及び安全性を踏まえて、使用する得点表を確認する。

12 測定項目・合格基準値

測定項目ごとの基準値は、別表 1「リ्यूージュコンバインテスト得点表 2026」に定める。

派遣選手 A の判定においては、各年齢区分の対象測定項目について、平均 8 点以上を基準とする。

派遣選手 B の判定においては、各年齢区分の対象測定項目について、平均 7 点以上を基準とする。

各測定項目の得点は、別表 1 の該当する年齢区分、性別及び測定項目の得点表により算出する。

13 補助評価資料

滑走本数、競技経験、国内外の競技成績、国際競技会における実績、滑走技術、安全性、将来性、チーム編成上の必要性その他の事項は、次の各号に該当する場合に、補助評価資料として用いることができる。

- (1) 複数の候補選手が同点又は同程度の評価となった場合
- (2) 派遣枠、予算、帯同体制又は安全管理上、候補者の優先順位を定める必要がある場合
- (3) コンバインドテストの結果のみでは選考判断が困難な場合
- (4) 氷上での安全性、滑走技術又は国際競技会への適性を確認する必要がある場合
- (5) 怪我、病気、海外活動その他やむを得ない事情により通常の測定結果が十分に得られない場合
- (6) HP 本部会が、選考の公平性及び競技特性を踏まえて必要と認める場合

前項の補助評価資料は、派遣選手 A 又は派遣選手 B の合格基準に代わるものではなく、候補者間の比較、派遣優先順位、条件付き推薦、推薦保留又は追加確認の判断に用いるものとする。

14 氷上評価・追加選考

次の各号のいずれかに該当する場合、JBLSF は、氷上評価、追加測定、面談、レビューその他の追加選考を実施することができる。

- (1) 派遣選手 A 又は派遣選手 B の基準を満たす者の人数が、選考対象人数又は派遣予定人数を上回る場合
- (2) 複数の候補選手が同点又は同程度の評価となった場合
- (3) 派遣枠、予算、安全、競技会条件その他の事情により追加評価が必要な場合
- (4) コンバインドテストの結果のみでは選考判断が困難な場合
- (5) 滑走技術、安定性、安全性、国際大会での対応力を確認する必要がある場合
- (6) 怪我、病気、海外活動その他の事情により通常の選考資料が不足している場合
- (7) HP 本部会が必要と認める場合

氷上評価では、滑走技術、スタート技術、ライン取り、安定性、危険回避能力、コーチ指示への対応、国際競技会における安全性及び将来性を総合的に評価する。

滑走本数、競技経験、国内外の競技成績及び国際競技会における実績は、候補者間の比較、派遣優先順位、条件付き推薦、推薦保留又は追加確認の判断において、補助評価資料として用いることができる。

追加選考を実施する場合は、評価項目、対象者、実施方法及び実施時期を事前に対象選手へ通知する。

15 ユース育成選手との関係

中学生以下及び 19 歳以下の選手に係る測定結果、滑走実績、競技成績、面談結果その他の資料は、派遣選手 A 又は派遣選手 B の選考資料として用いるほか、年度別ユース育成選手指定・派遣基準に基づくユース育成選手の指定、継続、評価又は YOG 資格獲得大会等への派遣候補者選考の参考資料として用いることができる。

ユース育成選手に指定されたことのみをもって、派遣選手 A 若しくは派遣選手 B として選考されたもの、又は日本代表として国際競技会への派遣が決定されたものとはみなさない。

16 アスリートセミナー等

派遣選手 A 又は派遣選手 B の候補者は、JBLSF が指定するアスリートセミナー、アンチ・ドーピング教育、安全教育、インテグリティ教育その他必要なプログラムを受講し、所定の課題を完了しなければならない。

やむを得ない事情により前項の手続を完了できない場合、HP 本部会は、当該手続の完了を条件として、条件付き推薦、推薦保留又は不推薦を審議することができる。

17 FIL 資格・派遣条件

派遣選手 A 又は派遣選手 B の候補者であっても、FIL が定める年齢条件、ライセンス、出場資格、クォータ、ランキング、エントリー期限その他の条件を満たさない場合、派遣対象とならないことがある。

本基準を満たした場合であっても、特定の国際競技会への派遣、派遣大会、派遣期間、出場種目又は派遣費用の負担を当然に保証するものではない。

派遣先、派遣期間、出場種目、帯同体制、費用負担その他の派遣条件は、FIL 規則、出場資格、クォータ、エントリー期限、強化方針、予算、チーム編成、安全管理、受入環境及び当該公式事業の条件を踏まえ、JBLSF が別途決定する。

18 怪我・病気等による例外措置

前年度に派遣選手 A 又は派遣選手 B であった者が、怪我、病気、海外活動、学校行事その他やむを得ない事情により測定会又は選考会に参加できない場合、HP 本部会は、過去の測定結果、競技成績、滑走実績、医師の診断書、復帰見込みその他の資料を総合して、条件付き推薦、推薦保留又は不推薦を審議することができる。

前項により条件付き推薦を行う場合、HP 本部会は、復帰時期、追加測定、医師確認、氷上確認、アスリートセミナーの完了その他必要な条件を付すことができる。

19 補足事項

本基準に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、「国際競技会派遣選手選考規程」、年度別ユース育成選手指定・派遣基準その他 JBLSF の関係規程に基づき、HP 本部会で協議し、必要に応じて理事会で決定する。

20 附則

- 1 本基準は、2026 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 本基準は、2026 年度リージュ競技の国際競技会派遣選手選考に適用する。
- 3 本基準の改廃は、HP 本部会の審議を経て、理事会の承認により行う。
- 4 2026 年 7 月 29 日 一部改定
- 5 本規程は、2026 年 6 月 1 日以後に開始された 2026 年度の活動及びこれに関する手続に適用する。
- 6 2026 年 6 月 1 日から本規程の施行日の前日までに行われた手続、確認、審議、決定及び記録は、本規程の趣旨に反しない限り、本規程に基づき行われたものとみなす。
- 7 前二項の規定は、関係者に新たな義務又は不利益を遡及して課すものではない。
- 8 理事会の承認を要する事項については、別途理事会の承認又は追認を要する。

別表 1 リージュコンバインテスト得点表 2026

※20 歳以上の加重懸垂、ベンチプレス及びプローンロウは、シンクレア係数を使用する。

別表 1-1 中学生以下 男子

評価	15 歳	14 歳	13 歳	12 歳	立ち幅跳び (m)	長座体前屈 (cm)	腹筋(60 秒/ 回)	50m 走(秒)
Excellent	10				2. 65	22	70	6. 92
	9	10			2. 55	20. 5	68	6. 99
	8	9	10		2. 45	19	66	7. 06
	7	8	9	10	2. 35	17. 5	64	7. 13
Good	6	7	8	9	2. 25	16	62	7. 2
	5	6	7	8	2. 15	14. 5	60	7. 27

評価	15 歳	14 歳	13 歳	12 歳	立ち幅跳び (m)	長座体前屈 (cm)	腹筋(60 秒/ 回)	50m 走(秒)
	4	5	6	7	2.05	13	58	7.35
Normal	3	4	5	6	2	11.5	56	7.43
	2	3	4	5	1.95	10	54	7.51
	1	2	3	4	1.9	8.5	52	7.59
	0	1	2	3	1.85	7	50	7.67
		0	1	2	1.8	5.5	48	7.75
			0	1	1.75	4	46	7.83

別表 1-2 19 歳以下 男子

評価	19 歳	18 歳	17 歳	16 歳	立ち幅跳 び(m)	長座体前 屈(cm)	腹筋(60 秒/回)	30m 走 (秒)	懸垂(15 秒/回)	腕立て伏 せ(30 秒/ 回)
Excellent	10				3.05	30	74	3.73	17	50
	9	10			2.95	27.5	73	3.8	16	48
	8	9	10		2.85	25	72	3.86	15	46
	7	8	9	10	2.75	23.5	71	3.93	14	44
Good	6	7	8	9	2.65	22	70	3.97	13	42
	5	6	7	8	2.55	20.5	68	4.03	12	40
	4	5	6	7	2.45	19	66	4.1	11	38
Normal	3	4	5	6	2.35	17.5	64	4.18	10	36
	2	3	4	5	2.25	16	62	4.25	9	34
	1	2	3	4	2.15	14.5	60	4.33	8	32
	0	1	2	3	2.05	13	58	4.36	7	30
		0	1	2	2	11.5	56	4.39	6	28
			0	1	1.95	10	54	4.42	5	26

別表 1-3 20 歳以上 男子

評価	得点	立ち幅跳 び(m)	長座体前 屈(cm)	腹筋(60 秒/回)	30m 走 (秒)	懸垂(15 秒/回)	腕立て伏 せ(30 秒/ 回)	加重懸垂 ※(kg)	ベンチプ レス ※(kg)	ブローン ロウ ※(kg)
Excellent	10	3.15	30	74	3.69	17	50	71	165	155
	9	3.05	27.5	73	3.76	16	48	66	157	147
	8	2.95	25	72	3.82	15	46	62	149	139
	7	2.85	23.5	71	3.89	14	44	57	140	130
Good	6	2.75	22	70	3.93	13	42	54	135	125
	5	2.65	20.5	68	3.97	12	40	51	130	120
	4	2.55	19	66	4.03	11	38	48	125	115
Normal	3	2.45	17.5	64	4.1	10	36	45	120	110

評価	得点	立ち幅跳び(m)	長座体前屈(cm)	腹筋(60秒/回)	30m走(秒)	懸垂(15秒/回)	腕立て伏せ(30秒/回)	加重懸垂※(kg)	ベンチプレス※(kg)	ブローンロウ※(kg)
	2	2.35	16	62	4.18	9	34	42	115	105
	1	2.25	14.5	60	4.25	8	32	39	110	100
	0	2.15	13	58	4.3	7	30	35	100	90

別表 1-4 中学生以下 女子

評価	15歳	14歳	13歳	12歳	立ち幅跳び(m)	長座体前屈(cm)	腹筋(60秒/回)	50m走(秒)
Excellent	10				2.2	22	65	7.56
	9	10			2.1	20.5	63	7.63
	8	9	10		2	19	61	7.7
	7	8	9	10	1.9	17.5	59	7.77
Good	6	7	8	9	1.8	16	57	7.85
	5	6	7	8	1.7	14.5	55	7.93
	4	5	6	7	1.6	13	53	8.01
Normal	3	4	5	6	1.55	11.5	51	8.09
	2	3	4	5	1.5	10	49	8.17
	1	2	3	4	1.45	8.5	47	8.25
	0	1	2	3	1.4	7	45	8.33
		0	1	2	1.35	5.5	43	8.41
			0	1	1.3	4	41	8.49

別表 1-5 19歳以下 女子

評価	19歳	18歳	17歳	16歳	立ち幅跳び(m)	長座体前屈(cm)	腹筋(60秒/回)	30m走(秒)	懸垂(15秒/回)	腕立て伏せ(30秒/回)
Excellent	10				2.6	30	69	4.3	13	40
	9	10			2.5	27.5	68	4.35	12	38
	8	9	10		2.4	25	67	4.4	11	36
	7	8	9	10	2.3	23.5	66	4.45	10	34
Good	6	7	8	9	2.2	22	65	4.5	9	32
	5	6	7	8	2.1	20.5	63	4.55	8	30
	4	5	6	7	2	19	61	4.6	7	28
Normal	3	4	5	6	1.9	17.5	59	4.65	6	26
	2	3	4	5	1.8	16	57	4.7	5	24
	1	2	3	4	1.7	14.5	55	4.75	4	22
	0	1	2	3	1.6	13	53	4.8	3	20
		0	1	2	1.55	11.5	51	4.85	2	18

評価	19 歳	18 歳	17 歳	16 歳	立ち幅跳 び(m)	長座体前 屈(cm)	腹筋(60 秒/回)	30m 走 (秒)	懸垂(15 秒/回)	腕立て伏 せ(30 秒/ 回)
			0	1	1.5	10	49	4.9	1	16

別表 1-6 20 歳以上 女子

評価	得点	立ち幅跳 び(m)	長座体前 屈(cm)	腹筋(60 秒/回)	30m 走 (秒)	懸垂(15 秒/回)	腕立て伏 せ(30 秒/ 回)	加重懸垂 ※(kg)	ベンチプ レス ※(kg)	ブローン ロウ ※(kg)
Excellent	10	2.65	30	69	4.15	13	40	41	102	92
	9	2.55	27.5	68	4.23	12	38	38	97	87
	8	2.45	25	67	4.31	11	36	34	93	82
	7	2.35	23.5	66	4.4	10	35	31	88	78
Good	6	2.25	22	65	4.45	9	34	29	84	74
	5	2.15	20.5	63	4.5	8	33	27	80	70
	4	2.05	19	61	4.55	7	32	25	76	66
Normal	3	1.95	17.5	59	4.6	6	31	23	72	62
	2	1.85	16	57	4.65	5	30	20	68	58
	1	1.75	14.5	55	4.7	4	27	15	64	54
	0	1.65	13	53	4.75	3	25	8	60	50

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 (JBLSF)

2026 年度 スケルトン競技別選考・評価・移行基準

国際競技会派遣選手選考規程 別紙【スケルトン】

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この基準は、国際競技会派遣選手選考規程（以下「本則」という。）第 8 条に基づき、スケルトン競技における派遣選手の選考、指定区分、段階移行、派遣対象競技会、派遣目的、レビュー及び年度別評価資料の運用について、必要な事項を定める。

2 この基準は、スケルトン競技における発掘、育成、移行及び強化を一連の Performance Pathway として接続し、選考及び派遣の透明性、公平性、説明可能性及び安全性を確保することを目的とする。

(位置づけ)

第 2 条 この基準は、本則に定める競技別選考基準として位置づける。

2 本則とこの基準の内容に矛盾がある場合は、本則が優先する。ただし、スケルトン競技の競技特性に基づく具体的な評価方法、段階区分、参考指標、派遣目的区分及びレビュー方法については、この基準及び年度別評価資料による。

3 Benchmark、PPC Reference Matrix、評価シート、T1 発掘評価表、各段階移行評価シートその他の数値基準は、競技水準、国際競技会カレンダー、選手状況及び最新データに応じて更新するため、年度別資料として別に定める。

(基本方針)

第 3 条 スケルトン競技の選考及び派遣は、日本版 Performance Pathway（日本版 FTEM を基礎とし、Benchmark、PPC、IDP 及び年間活動計画を接続した運用体系）及び WITTW (What It Takes To Win) の考え方に基づき、育成、移行及び強化の各段階に応じて運用する。

2 派遣は、単なる結果報奨ではなく、成果獲得、育成又は評価・検証の目的に応じて位置づけ、当該派遣で達成又は確認すべき事項を事前に明確にする。

3 選考及び評価は、競技結果のみならず、スタート、滑走、総合タイム、行動、安全、参加可能性、医科学情報、レビュー運用及び将来性を総合して行う。

4 フィジカル測定、コンバインドテスト及びプッシュ記録は重要な参考指標とするが、そのみをもって派遣可否又は段階移行可否を一律に決定しない。

5 HP 本部会は、選考及び派遣判断に関する審議において、選手の現在地、次段階への移行要件、派遣目的、派遣後レビュー及び次年度計画への接続を確認する。

(用語)

第 4 条 この基準における用語の意味は、本則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 「Performance Pathway」とは、発掘、育成、移行及び強化を段階的に整理し、選手の現在地、次段階要件、派遣目的及びレビューを接続する運用体系をいう。

(2) 「Benchmark」とは、主としてタレント段階及び育成段階における進捗確認指標をいう。

(3) 「PPC」とは、Performance Progression Criteria その他これに準ずる競技成績の進捗基準をいう。

(4) 「IDP」とは、選手ごとの個別育成計画をいう。

(5) 「Weekly Review」とは、週次ごとの振り返り記録をいう。

(6) 「Season Summary」とは、トレーニングブロックごとに行う総括レビューをいう。

(7) 「HP 本部会」とは、ハイパフォーマンスに関する選考、派遣、段階移行、評価及び安全確認を審議する会議体をいう。

(8) 「HPD」とは、ハイパフォーマンスディレクターをいう。

(9) 「HPAD」とは、ハイパフォーマンスアシスタントディレクターをいう。

(10) 「IBSF」とは、国際ボブスレー・スケルトン連盟をいう。

(11) 「条件付き指定」とは、指定区分、段階移行又は指定継続の判断において、一部要件が未達である場合に、猶予期間、達成すべき KPI、介入内容、再判定時期及び責任者を明示したうえで行う暫定的な措置をいう。

第 2 章 指定区分及び選考対象者

(指定区分及び FTEM 対応関係)

第 5 条 本則上は派遣選手 A 又は派遣選手 B の認定を維持しつつ、スケルトン競技においては、派遣選手 B を B1、B2 及び B3 に細分して運用する。

2 FTEM 段階、派遣規程上の区分及び主な位置づけは、次表のとおりとする。

FTEM 段階	派遣規程上の区分	運用名称	主な位置づけ
T1	B1 候補	Talent ID・導入	通常の派遣区分ではないが、育成目的大会等に関り選考候補として扱う前段階。
T2	B1	育成導入	海外氷上導入、安全な滑走、遠征行動及び学習ルーティンの獲得。
T3	B2	育成発展	複数トラック経験、競技会経験、Benchmark 取得及び技術学習の加速。
T4	B3	移行	E1 移行確認、条件付き昇格判定及び上位大会接続。
E1～E3・M	A	日本代表・強化	National Team として国際サーキット及び主要大会で成果獲得を目指す区分。

3 T1 は原則として通常の国際競技会派遣対象外とする。ただし、IBSF Youth Series、IBSF Sanctioned Races その他、当連盟が育成上必要と認める大会については、B1 候補として選考対象とすることがある。

(選考対象者)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者を、当該年度のスケルトン競技における選考対象者とする。

(1) 当該年度のスケルトン選考会、NF 事業、ターゲットアスリート選考、記録会、合宿、その他当連盟が実施又は指定する事業において、HP 本部会が選考対象として認めた者

(2) 前年度の国際競技会派遣選手、JOC 強化指定選手、ネクスト JOC 強化指定選手、NF 指定選手、委託事業におけるターゲットアスリートその他 HP 本部会が同等の競技段階にあると認めた者

(3) 年齢別主要大会、育成大会又は移行確認を目的とする大会への派遣候補として、HP 本部会が特に必要と認めた者

2 選考候補者は、原則として当該年度に当連盟が指定する国内評価機会（プッシュ選手権、記録会、合宿その他これらに準ずるもの）に参加するものとする。ただし、他競技との両立、学業、就業、負傷、疾病、海外滞在その他合理的理由がある場合はこの限りでない。

(共通前提条件)

第 7 条 選考対象者は、次の各号に掲げる共通前提条件を満たすものとする。

(1) 当該年度に当連盟並びに加盟団体を通じた競技者登録が適正になされていること。

(2) 日本国籍を有し、かつ当該国際競技会において日本代表として出場する資格を有すること。ただし、IBSF、日本オリンピック委員会その他関係機関の規則又は取扱いに照らし、当連盟が特に認める場合はこの限りでない。

(3) 健康状態が国際競技会出場に耐え得ること、又は条件付き指定としてリスク管理計画が合意されていること。

- (4) アンチ・ドーピング、インテグリティ、安全、遠征行動その他当連盟が指定する必須教育を修了していること。
- (5) IDP が作成され、選手及び担当コーチがその内容に合意していること。
- (6) Preparation for Sliding その他当連盟が指定するチェックリストの運用を通じて、用具管理、安全行動及び遠征準備を実施できること。
- (7) 学業、就業、所属、家族等との調整を含む参加可能性が確保されていること。
- (8) 重大な行動規範違反、コンプライアンス上の問題又は安全上の重大懸念がないこと。

第3章 派遣対象競技会及び派遣目的

(派遣対象競技会)

第8条 派遣対象大会、派遣人数及び優先順位は、当該年度の IBSF カレンダー、年齢条件、出場枠、年間活動計画、予算、選手の段階区分及び派遣目的を踏まえ、HPD が HP 本部会の審議を経て理事会へ上申し、理事会の承認を経て決定する。

2 選考区分ごとに想定する主な派遣対象競技会は、次表を基本とする。

大会区分	B1 候補 (T1)	B1 (T2)	B2 (T3)	B3 (T4)	A (E1～M)
オリンピック冬季競技大会	—	—	—	承	可
ユースオリンピック冬季競技大会（年齢条件該当時）	—	可	可	可	—
世界選手権	—	—	—	承	可
ワールドカップ	—	—	—	承	可
ジュニア世界選手権（年齢条件該当時）	—	可	可	可	可
Europe Cup／North American Cup／Asian Cup	—	可	可	可	承
IBSF Youth Series	可	可	可	可	—
IBSF Sanctioned Races (Korea Cup 等)	可	可	可	可	承
その他当連盟が認める IBSF 大会	承	承	承	承	承

3 前項の表において、「可」は主な対象又は条件が整えば選考対象となるもの、「承」は HP 本部会の審議及び理事会の承認を要するもの、「—」は原則対象外を意味する。

4 上位大会への接続確認、復帰支援、国際クオリフィケーション上の必要性その他合理的理由がある場合は、HP 本部会の審議及び理事会の承認を経て、前項の表と異なる運用を行うことができる。

(派遣目的区分)

第9条 派遣は、目的に応じて次の各号のいずれかに区分する。各区分は、当該派遣で何を達成し、学習し、又は確認するかを事前に明確にするための運用区分である。

(1) 成果獲得型 主要大会又は上位サーキットにおいて、順位、ポイント、入賞、クオリフィケーションその他の競技成績の獲得を目的とする派遣

(2) 育成型 滑走経験、競技会経験、学習量、安全行動及び遠征行動の獲得並びに次段階への移行支援を目的とする派遣

(3) 評価・検証型 上位段階接続、復帰支援、トラック適応、スタート・滑走・用具・レースマネジメント等について、評価又は検証を行うことを目的とする派遣

(派遣可否の判断)

第 10 条 派遣可否の判断は、段階区分、派遣目的、IDP、競技結果、Benchmark 又は PPC、行動、安全、参加可能性、国際資格、用具状況及び年間活動計画を総合して行う。

2 HPAD 及びスケルトン強化責任者又は担当コーチは、選考資料及び派遣目的案を作成し、HPD へ提出する。

3 International Relations Officer 又は事務局国際担当は、IBSF 規程、ライセンス、年齢条件、ランキング、ポイント、クォータ、エントリー期限その他国際競技会出場に必要な事項を確認する。

4 医科学・安全担当及び Material Officer は、必要に応じて、コンディション、安全、遠征リスク、用具適合性及び用具運用上の懸念を確認する。

5 HPD は、前各項の確認を踏まえて HP 本部会に付議し、HP 本部会の審議結果を踏まえて理事会へ上申する。

第 4 章 選考及び段階移行

(選考及び判定の基本)

第 11 条 指定区分の決定、段階移行の判定及び派遣可否の判断は、年度ごとに定める評価シート及びシーズンレビューに基づいて行う。

2 各段階の判定は、原則として、ゲート要件、主評価項目及び競技結果・活動実績の三層で構成する。

3 判定区分は、移行、継続、条件付き移行、条件付き継続、保留、指定解除又は国内育成への再配置とする。

4 育成型又は評価・検証型の派遣にあたっては、選手及び担当コーチが、当該派遣の目的、主要課題、取組方法、評価項目及び派遣後レビュー計画を所定様式により共有又は提出する。

5 国際競技会派遣選手 A 又は B の基準を満たす者が当該年度の派遣人数を上回る場合は、本則及び年度別選考基準に基づき、氷上での代表選考会、競技成績の比較、追加評価、派遣優先順位その他の方法により推薦順位を決定することができる。

(T1 発掘及び T1 から T2 への移行)

第 12 条 T1 は Talent ID 段階として位置づけ、T1 の発掘評価及び T1 から T2 への移行判定は、基礎的なスタート・プッシュスキル、安全行動及び学習態度を備えた選手を B1 指定候補として整理することを目的とする。

2 主な評価項目は、次のとおりとする。

(1) 年度ごとに定める T1 発掘評価表に基づき、発掘テスト、フィジカル測定その他により、スケルトン競技に必要な基礎的適性が確認できること。

(2) アスリートセミナー、安全教育、アンチ・ドーピング等の必須教育を修了し、行動規範を理解していること。

(3) スタート、プッシュ及び遠征準備に関する基礎動作を習得し、担当コーチが導入段階の活動に支障なしと判断すること。

(4) 参加率、学習態度、フィードバック受容、時間管理その他コーチャビリティに重大な懸念事項がないこと。

3 前項の評価により、T1 選考対象、T2 移行、T1 継続、保留又は選考対象外を判定する。

(T2 から T3 への移行)

第 13 条 T2 から T3 への移行は、育成導入段階から育成発展段階へ進み、複数トラック経験、競技会経験及びレビュー運用を実施できる選手を B2 指定候補とすることを目的とする。

2 主な評価項目は、次のとおりとする。

(1) T2 段階の学習目標を概ね達成し、安全な滑走、遠征行動及び用具管理が実行できること。

(2) スタート及びプッシュの基礎技術が安定し、改善軌跡が確認できること。

(3) 滑走フォーム、ライン理解、トラック学習その他の基礎技術について、複数トラックへの発展可能性が認められること。

(4) IDP、Weekly Review その他のレビュー運用が開始され、課題と改善の往復が確認できること。

(5) 学業、就業、所属等との調整が取れており、育成発展段階の海外ブロックに参加できる見込みがあること。

3 前項の評価により、T3 移行、T2 継続、条件付き継続、指定解除を判定する。

(T3 から T4 への移行)

第 14 条 T3 から T4 への移行は、育成発展段階から移行段階へ進み、ジュニア主要大会又は大陸別大会で E1 移行の準備を進める選手を B3 指定候補とすることを目的とする。

2 主な評価項目は、次のとおりとする。

(1) スタート、滑走及び総合タイムについて、当該年度の Benchmark に対する改善軌跡が確認できること。

(2) 複数トラックでの再現性が高まり、重大ミスを抑制しながら競技会に対応できること。

(3) 年齢別主要大会、Europe Cup、North American Cup、Asian Cup その他これらに準ずる大会において、T4 段階として妥当な競技内容又は結果を示していること。

(4) IDP、Season Summary、Weekly Review その他のレビュー運用が定着していること。

(5) トレーニング実施可能性、参加可能性、用具理解・管理能力及びチーム適応性の面で、E1 移行準備に着手し得る状態にあること。

3 前項の評価により、T4 移行、T3 継続、条件付き継続、指定解除を判定する。

(T4 から E1 への移行)

第 15 条 T4 から E1 への移行は、T4 段階の選手が E1 として年間計画、支援パッケージ及び派遣判断の対象となる状態に到達したかを判定するものであり、既存の T4→E1 移行システム概要書及び昇格審査票の考え方に基づいて運用する。

2 判定は、必須要件のゲート判定を通過したうえで、Start、Run 及び Total の加重評価並びに競技結果要件を確認して行う。

3 必須要件は、原則として次の各号を参考とし、具体的な水準は年度別評価シートに定める。

(1) 年間トレーニング可能性、プッシュ記録、冬季氷上プログラム、複数トラック経験及び quality run の確保が確認できること。

(2) IDP が夏季・冬季を通じて合意され、週次又はブロックごとに更新されていること。

(3) Weekly Review、Season Summary その他のレビュー記録により、課題、介入及び改善のサイクルが証拠として確認できること。

(4) 安全、倫理、アンチ・ドーピング、遠征行動及び用具管理に重大な問題がないこと。

(5) 次年度計画に対する参加可能性が整理され、学業、就業、所属等との両立計画が確認できること。

4 パフォーマンス要件及び競技結果要件の具体的な数値水準、重み付け及び判定様式は、年度ごとに定める T4→E1 評価シート、PPC reference matrix 及び大会水準対応表による。

5 必須要件、パフォーマンス要件又は競技結果要件の一部を満たさない場合であっても、HP 本部会が合理的な理由を認めるときは、猶予期間、KPI、責任者及び再判定時期を評価シート及び IDP に明記したうえで、条件付き移行とすることができる。

(フィジカル測定、コンバインドテスト及びプッシュ記録)

第 16 条 T1 の発掘評価は、年度ごとに定める T1 発掘評価表に基づき実施し、当該年度に定めるテスト項目の総合評価を用いて判断する。身長及び体重は参考情報として記録し、原則として単独でスコア化しない。

2 T1 発掘評価において、重大な安全上又は適性上の懸念がある者は、原則として選考対象外とする。評価は 4 月から 9 月までの間を基本として、HPAD 及びスケルトン強化責任者又は担当コーチが条件を統制して実施し、HP 本部会に報告する。

3 30m 走、立ち幅跳び、メディシンボール投げ、クリーン、スクワット、10 秒ペダリング、プッシュケルトンその他の測定値は、T2 以上の段階においては、S&C モニタリング、安全確認、復帰評価及び同等成績時の補助判断に用い、国際競技会派遣又は段階移行の絶対条件とはしない。

第 5 章 レビュー、記録及び承認

(レビュー、継続及び指定解除)

第 17 条 B1、B2、B3 及び A の各指定選手は、大会派遣、合宿又はトレーニングブロック終了後にレビューを実施する。

2 レビューにおいては、派遣目的の達成度、主要課題、Benchmark 又は PPC の変化、スタート・滑走・総合タイムの評価、行動、安全、参加可能性並びに次回ブロックへの接続内容を確認する。

3 シーズン終了後は、Season Summary、競技会成績、スタートデータ、Benchmark 差、医科学情報、行動情報及び参加実績等を用いて年次レビューを行う。

4 年次レビューの結果により、当該区分の継続、上位区分への移行、条件付き継続、保留、指定解除又は国内育成への再配置を決定することができる。

5 条件付き指定中の選手が、評価シート、レビュー計画又は IDP に定める KPI を満たさない場合は、派遣の制限、区分の見直し又は解除を行うことがある。

(年度ごとに定める事項)

第 18 条 次に掲げる事項は、年度別資料として定める。

(1) 当該年度の派遣対象大会及び派遣優先順位

(2) 各区分の派遣人数及び費用負担区分

(3) T1 発掘評価表、T1→T2、T2→T3、T3→T4 及び T4→E1 の各評価シート

(4) 各区分の Milestone/KPI、Start from World Best 基準、Time from Benchmark 基準、トラック別 Benchmark 表及び PPC reference matrix

(5) 優先トラック、冬季ブロック数及び年間活動計画

(6) 条件付き移行又は条件付き継続の運用手順

(7) 派遣審査・レビュー様式並びに T1 発掘評価の実施要領

(8) 大会水準対応表 (EC、ICC、NAC、AC その他これらに準ずる大会を含む。)

(9) その他 HP 本部会が必要と認める事項

(役割分担)

第 19 条 この基準に基づく選考、派遣、評価及び記録管理に関する主な役割分担は、次表のとおりとする。

区分	主な役割	主な記録
HPD	選考・派遣方針の統括、HP 本部会付議、理事会上申、重要判断の整理	上申資料、判断メモ
HPAD	選考資料、評価資料、派遣目的案、遠征実務及び競技運営の調整	評価資料、派遣案、ToDo 記録
スケルトン強化責任者／担当コーチ	選手評価、IDP、レビュー、技術・安全・参加可能性の一次確認	IDP、Weekly Review、Season Summary
International Relations Officer／事務局国際担当	IBSF 規程、ライセンス、年齢条件、ランキング、クォータ、エントリー期限の確認	IF 規程版管理、照会記録、ライセンス台帳
医科学・安全担当	健康状態、安全、アンチ・ドーピング、セーフガーディング及び遠征リスクの確認	医科学確認記録、安全確認記録
Material Officer	用具適合、ランナー、ソリ、輸送、整備及び使用可能性の確認	用具台帳、規程適合記録

区分	主な役割	主な記録
事務局 PMO	会議、通知、承認記録、評価資料、証跡及び保存先の管理	議事メモ、承認記録、保存先リンク
HP 本委会	選考案、段階移行、派遣目的、国際資格、安全、用具及び費用影響の横断審議	審議メモ、上申事項
理事会	派遣選手、重要基準、重要な派遣方針及び本基準の改廃の最終承認	議事録、承認記録

（記録保存）

第 20 条 選考、派遣、段階移行、レビュー及び年度別評価資料に関する記録は、事務局又は事務局 PMO が所定の保管先に保存し、後任者が参照できる状態で管理する。

2 保存対象には、評価シート、IDP、Weekly Review、Season Summary、HP 本委会審議メモ、HPD 上申資料、理事会承認記録、国際資格確認資料、医科学・安全確認資料、用具確認資料及び選手への通知記録を含む。

（補足及び軽微修正）

第 21 条 年度中に運用上の補足又は軽微な修正が必要となった場合、HPD 又は HPAD は、選手への事前周知を行ったうえで、HP 本委会に報告し、必要に応じて審議を受ける。

2 選考の公平性、派遣対象、区分、基準値、権利義務又は費用負担に影響する重要な変更は、HP 本委会の審議を経て理事会の承認を受けなければならない。

第 6 章 雑則

（他規程との関係）

第 22 条 この基準に定めのない事項については、本則、運営規程、私的海外活動及び国際ライセンス申請規程、ロゴ・代表表示規程、所有資産管理規程、選手自己負担金規程その他当連盟の関係規程による。

（改廃）

第 23 条 この基準の改廃は、HP 本委会の審議を経て、理事会の決議により行う。

附則

1 この基準は、2026 年 6 月 1 日から施行する。

2 2026 年度は、スケルトン競技における Performance Pathway 先行実装及び試行運用期間とし、シーズン終了後のレビューを踏まえて必要な修正を行う。

3 この基準の施行前に作成されたスケルトン競技に関する派遣基準、評価シート、レビュー資料及び未了案件は、別段の定めがない限り、この基準に基づく年度別資料又は HP 本委会の審議資料として承継する。

4 2026 年 7 月 29 日 一部改定

5 本規程は、2026 年 6 月 1 日以後に開始された 2026 年度の活動及びこれに関する手続に適用する。

6 2026 年 6 月 1 日から本規程の施行日の前日までに行われた手続、確認、審議、決定及び記録は、本規程の趣旨に反しない限り、本規程に基づき行われたものとみなす。

7 前二項の規定は、関係者に新たな義務又は不利益を遡及して課すものではない。

8 理事会の承認を要する事項については、別途理事会の承認又は追認を要する。